

第23回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和3年10月8日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前9時45分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第23回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第23回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第23回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっております。本日の議事録署名委員に、4番議席田中敏夫委員と、5番議席渡邊勉委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3)</p>	<p>それでは、日程第2 報告第47号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第48号「農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

	<p>事務局</p> <p>日程第2 報告第47号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和3年10月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では、内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の2法人は、問題もなく要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>日程第3 報告第48号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和3年10月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地の賃貸借契約の解除については、原則、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、4件、5筆、面積9,833㎡であることを報告します。</p>
	<p>議長</p> <p>報告事項について、質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p>
(日程第4)	<p>議長</p> <p>日程第4 議案第128号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>日程第4 議案第128号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55</p>

<p>(日程第5) 議長</p>	<p>まず、[] の案件63番、64番について、[] を除き採決します。 本計画について、決定することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続いて、[] の案件97番について、[] を除き採決します。 本計画について、決定することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続いて、[] の案件133番について、[] を除き採決します。 本計画について、決定することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続いて、[] の案件501、502、507番について、[] を除き採決します。 本計画について、決定することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>それでは、これまで議決いただいた以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りをします。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第129号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」を議題</p>
------------------	--

	<p>といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第5 議案第129号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので 議決を求め。令和3年10月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆、面積317㎡です。 ＜議案書パワーポイントに基づき明細を説明＞ ＜22番案件＞の申請地は、北勢町其原地内の畑です。 譲受人である北勢町其原の■■■■が、北勢町其原の■■■■ ■■■■が所有する議案書に記載の1筆、317㎡を売買により譲り受け る申請です。</p> <p>以上、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件 を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願いい たします。</p>
	<p>議長</p> <p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第129号を採決いたします。 議案第129号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転 許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員 の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
<p>(日程第6) (日程第7) (日程第8)</p>	<p>議長</p> <p>日程第6 議案第130号「農地法第5条の規定による農地等の 所有権移転許可申請承認について(知事処分)」、日程第7 議案第 131号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申 請承認について(知事処分)」、日程第8 議案第132号「農地法第 5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認につい</p>

<p>事務局</p>	<p>て(知事処分)]を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第6 議案第130号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 について(知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので 意見を求める。令和3年10月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、3件、4筆、2,792㎡です。 ＜議案書パワーポイントに基づき明細を説明＞ ＜23番案件＞の申請地は、場所は、藤原町上之山田地内の畑 です。農地区分は、第2種農地です。現況は不耕作の畑です。 転用計画としては、譲受人である大阪市の■■■■■■ ■■■■■■が、愛知県春日井市の■■■■■■が所有する議案書に記載の1 筆、1,048㎡を、太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。太 陽光発電施設ですと、建蔽率が40パーセント以上ないといけま せん。土地造成は整地をし、取水はなく、雨水は自然浸透です。 ＜24番案件＞の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区 分は、北勢病院と水野眼科が500m以内にあるため、第3種農地 です。現況は不耕作の畑です。 転用計画としては、譲受人である桑名市の■■■■■■が、北勢町 其原の■■■■■■が所有する議案書に記載の1筆、947㎡を共同住 宅へ転用したい旨の計画です。土地造成は周囲を擁壁等で囲み ます。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用しま す。雨水は浸透柵を設置します。 ＜25番案件＞の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地 区分は、水野眼科とかずみ内科・消化器内科クリニックが500m 以内にあるため、第3種農地です。現況は不耕作の畑です。 この議案は、隣接農地を含めて令和2年3月委員会で第4条案 件として審議していただいたのですが、取下げの申出がありまし た。その後、その一部を新たに5条で農地転用申請が提出されま した。 転用計画としては、譲受人である桑名市の■■■■■■が、北勢町 麻生田の■■■■■■が所有する議案書に記載の2筆、797㎡を共同 住宅施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は盛土を行い、周</p>
------------	---

囲はコンクリートブロックにて土砂の流出を防止します。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第7 議案第131号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和3年10月8日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆、面積447㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<17番案件>の申請地は、大安町大井田地内の畑です。農地区分は第1種農地です。1種農地ですが、既存施設の拡張にて許可該当となります。現況は、畑を一部駐車場としてすでに利用しており、始末書が提出されております。

転用計画としては、借り人である四日市市の[]が、大安町大井田の[]が所有する議案書に記載の1筆、447㎡を駐車場へ賃貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は盛土を行い、安定勾配にて施行します。砕石敷きをし、雨水は自然浸透させます。

続きまして、日程第8 議案第132号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和3年10月8日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆、面積296㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<18番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畑です。農地区分は、市役所及び羽場内科が500m以内にあるため第3種農地です。現況は畑と一部農業用倉庫があります。農業用倉庫は、200㎡未満であれば、許可無しで農地に建築できます。

転用計画としては、借り人である藤原町東禅寺の[]が、北勢町阿下喜の[]が所有する議案書に記載の1筆、296㎡を

	<p>個人住宅へ使用貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。</p> <p>以上5条所有権移転3件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、10月1日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>議案第130号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」3件、議案第131号「同法の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請について」1件、及び議案第132号「同法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>このことについて、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第130号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第131号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>

	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第132号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>(日程第9) 議長 続きまして、日程第9 議案第133号「非農地証明願承認について(委員会処分)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第9 議案第133号 非農地証明願承認について(委員会処分) 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和3年10月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は9件、13筆、3,195㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <39番案件>の申請地は、藤原町東禅寺地内の台帳地目、田、畑の4筆です。 願い出者は、藤原町東禅寺の■■■■で、昭和40年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <40番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の台帳地目、田です。 願い出者は、員弁町大泉新田の■■■■で、昭和60年頃から宅地に転用し、現在に至っております。 <41番案件>の申請地は、大安町石樽北地内の台帳地目、畑です。 願い出者は、四日市市の■■■■で、昭和43年から宅地に転用し、現在に至っております。 <42、43番案件>の申請地は、北勢町下平地内の台帳地目、畑です。</p>
--	---

	<p>願い出者は、北勢町下平の [] で、50年以上前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><44番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の台帳地目、田です。</p> <p>願い出者は、大安町丹生川上の [] で、昭和29年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><45番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町丹生川久下の [] で、平成13年から駐車場に転用し、現在に至っております。</p> <p><46番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、員弁町北金井の [] で、平成2年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><47番案件>の申請地は、北勢町川原地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町川原の [] で、昭和30年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上9件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。</p> <p>議長 非農地証明につきまして、何か質問はありますか。 よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第133号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については以上です。</p> <p>5 その他 議長 その他でございますが、委員さんから何かありますか。</p>
--	---

<p>6 閉会の宣言 議長 【午前9時45分閉会】</p>	<p>事務局から何かありますか。 よろしいでしょうか。</p> <p>次回は、11月2日午前9時から現地調査です。2番森田久生委員と4番田中敏夫委員は出席をお願いします。11月10日(水)に委員会となりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>これもちまして、第23回農業委員会を終了します。</p>
-----------------------------------	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____